

令和5年度  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護  
整備・運営事業者  
公募要領

令和5年5月  
柏市 健康医療部 高齢者支援課

## 1 公募の趣旨

柏市では、「第8期柏市高齢者いきいきプラン21(令和3年度～令和5年度)(以下「プラン21」という。)」に基づき、高齢者が住みなれた地域で医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを受けることができる地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

介護保険法(平成9年法律第123号)に位置づけられた定期巡回・随時対応型訪問介護看護(同法第8条第15項に規定するサービスをいう。以下同じ。)は、定期的な巡回訪問や通報による対応により、利用者に対して介護・看護を一体的に提供するサービスであり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる仕組みを構築する上で重要な役割を果たすことが期待されるため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を整備・運営する事業者を企画提案型プロポーザル方式により募集します。

## 2 募集概要

地域密着型サービス種別	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※一体型と連携型どちらも可
整備予定の施設数	3施設 ※各日常生活圏域に1施設を上限とする
募集する日常生活圏域	北部1, 南部1, 東部 ※市街化区域のみ ※各日常生活圏域の住所は別紙3の通り

## 3 応募要件

応募にあたって、次の各要件を満たしてください。なお、各要件を全て満たせない場合は応募を無効とし、この場合に本市は損害賠償等の責めを負わないものとします。

- (1) 募集の開始から事業者が選定されるまでの間に、柏市介護保険施設等事業者選定委員会(以下「選定委員会」という)の委員に不適正と疑われる行為をしないこと。
- (2) 運営法人は法人格を有していること。なお、新設法人を設立する場合は、施設開所までに設立登記が完了していること。
- (3) 介護保険法第78条の2第4項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 介護保険法及び老人福祉法における指定・許可の欠格事由、取消事由に該当せず、所管庁の監査等において、過去3年間に重大(指定の一部効力停止3月以上の処分)な指摘を受けていないこと。また、それ以前に受けた指摘事項は改善していること。
- (5) 運営法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団に該当しないこと、暴力団又は同条第6号に掲げる暴力団員の利益となる行動を行っていないこと及びそれらと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。また、役員等が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと。
- (6) 法人において、国税及び地方税の滞納がないこと。なお、法人と代表者又は役員等との間で債権債務関係が存する場合は、当該債権債務関係が存する代表者又は役員等の国税及び地方税の滞納がないこと。
- (7) 医療関係法令、労働関係法令、その他関係法令及び本市の条例・規則・基準等を遵

守すること。

- (8) 原則、令和6年4月1日までに介護保険法に基づく事業所指定を受け、事業所を開所すること。ただし、天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときはこの限りでない。
- (9) 事業を実施するにあたり、災害等に対する安全性が確保されている土地及び建物であること。
- ア 都市計画法、建築基準法、消防法、農地法等により定められた開発行為の可否、接道条件、農地や林地等の規制について、事業計画書の提出前に本市の関係課に確認・相談を行うこと。
- イ 建物を新設整備する場合、土地・建物は、自己所有と賃貸のどちらでも提案可能です。賃貸の場合は、事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権等の権利設定が必要です。既存物件を活用して、事業を行う場合は、建物の賃貸借契約が確約されていることが必要です。
- ウ 建物を新設整備する場合、土地・建物については、本事業計画以外の目的による抵当権や、事業所存続の支障となり得るような権利設定がないことが必要です。なお、抵当権等の権利設定がある場合、その権利の抹消が確実であること。
- (10) 法人が応募できる計画は1件までとします。
- (11) 事業者の選定後、事業計画等については、整備予定地の町内会または自治会、近隣住民等関係者に対して十分な説明を行うこと。
- (12) 本市の委託する公認会計士の財務審査にて、改善不能な重要な問題が見つからないこと。

#### 4 補助金

施設の整備にあたっては、次の補助金があります。ただし、千葉県の地域医療介護総合確保基金を活用して、補助を実施する予定であり、この補助金は千葉県との協議により決定されるもののため、現時点では補助金の額が確定しておらず、今後、補助金の額の増減や補助金制度の変更・廃止などの可能性もあります。この場合において、本市は損害賠償等の責めを負わないものとします。

(1) 柏市公的介護施設等整備等補助金

施設整備費を対象とした補助金。（新たに建物を建築しない場合や土地取得資金は補助対象外）

補助金の対象施設	補助金額
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5,940,000円/1施設 併設や合築にて整備する場合は、上記単価に1.05を乗じた額※

※合築または併設先の施設によっては、補助の対象外となる場合がありますので、合築または併設での整備を希望する場合は、必ず事前にご相談ください。

■交付対象者

- ①施設を整備・運営する法人。
- ②運営法人に有償で貸し付ける目的で施設を整備する土地所有者（以下の要件あり）。
- ・運営法人が貸与を受ける建物について、施設を運営する事業の存続に必要な期間の地上権または賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。
  - ・賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を

支払い得る財源が確保されていること。

■補助金の対象経費

工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）。但し、別の負担金、補助金等において別途負担、補助等の対象とされる費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに相当と認められる購入費等を含む。

(2) 柏市公的介護施設等開設準備等補助金

開所6か月前の準備に必要な経費を対象とした補助金。

交付対象者は、施設を開設・運営する法人。

補助金の対象施設	補助金額
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	14,000,000 円/1 施設

■交付対象者

施設を開設・運営する法人

■補助金の対象経費

対象事業に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。ただし、別の負担金、補助金等において別途負担、補助等の対象とされる経費を除く。

[留意事項]

- 1 補助金の交付を受けて整備を行う場合は、施工業者等を入札により決定する必要があります。入札は市の手続きに準拠（「高齢者福祉施設等の施設整備事務取扱要領」参照）するため、事業者が予定している施工業者等が落札するとは限りません。
- 2 入札は補助金の内示通知を受けてから、契約締結は補助金の交付決定通知を受けてから行います。内示通知前に入札されたものや交付決定通知前に契約締結されたものは、補助対象になりません。
- 3 対象経費が補助基準額に満たない場合は、対象経費の額（1,000円未満は切り捨て）が交付額となります。
- 4 補助金は、補助金の確定通知後（工事竣工後、検査終了後）の支払いを予定しています。
- 5 補助事業により取得し、または効用の増加した不動産及びその従物等の財産（施設、設備等）については、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、または廃棄してはならない財産です。事前に本市の同意なく前述のいずれかの処分を行った際は、減価償却期間の残存年数に応じて納付金（補助金の返還金）の条件が付される場合があります。

そのため、補助金の活用にあたっては、事業の永続性等について十分考慮してください。

## 5 公募等のスケジュール

No	内容	日程
1	公募要領の配布	令和5年5月10日（水）
2	質問の受付期限	令和5年6月2日（金）
3	応募申込書の提出期限	令和5年6月9日（金）

4	事業計画書の提出期限	令和5年7月5日(水)
5	プレゼンテーション実施	令和5年7月下旬～8月上旬ごろ
6	選定結果通知	令和5年8月中旬～8月下旬ごろ
7	事業所指定及び開所時期	原則として令和6年4月1日までに開所

## 6 応募申込書の提出及び質問の受け付け

### (1) 応募申込書の提出

様式1「応募申込書」(添付書類含む)を、令和5年6月9日(金)午後5時までに事務局に直接持参してください。提出部数は1部です。なお、提出の際は、事前に電話予約をしてください。

### (2) 応募に係る質問の受付方法

公平を期すために窓口、電話等での質問には一切答えられません。別添「応募に係る質問事項」に簡潔に記入の上、E-Mailにより、事務局まで提出してください。質問の受付期限は、令和5年6月2日(金)午後5時です。

### (3) その他

質問の内容が他の応募者にも係わるものと本市が判断した場合は、ホームページ上に質問及び回答の趣旨を掲載します。

## 7 事業計画書等の作成及び提出方法

### (1) 事業計画書の作成

別紙1「事業計画書一覧」に記載する提出書類を、次の事項に留意し、作成してください。

- ・ 文字の大きさは概ね10.5ポイント以上とすること。
- ・ 全体をA4版(図面などはA3版とすることは可能)とすること。
- ・ 可能な限り、両面コピーとすること。
- ・ 記載事項に掲げる項目に沿って作成すること。

### (2) 提出方法

① 事業計画書を事務局に直接持参してください。なお、提出時に書類の確認等を行いますので、事業計画書の内容について説明できるかたが持参してください。

② 提出は、事務局に事前に電話予約をしてください。

③ 事業計画書を製本し、正本1部、副本14部を提出してください。

#### ア 正本

(ア) 証明書類など既定のものを除き、原則A4サイズとする。

(イ) ファイルには法人名がわかるように表紙、背表紙をつけること。

(ウ) 全体に目次をつけること。

(エ) 『別紙1「事業計画書一覧」のNo』ごとにインデックスを付け、Noを記載すること

(オ) 提出書類は左側に2穴をあけフラットファイルに綴じること。

#### イ 副本

(ア) 正本に準じて作成すること。ただし、正本がカラーで副本がモノクロ等でも可

(イ) 正本と同様にファイルに綴じること。

(3) 辞退について

応募申込書、事業計画書を提出した後に応募を取りやめる場合は、「辞退届」を提出してください。また、選定後の辞退は事業計画に多大な影響を及ぼすため、応募にあたっては十分な検討をお願いいたします。

## 8 審査

(1) 審査

選定委員会を開催し、提案者が提出した事業計画書に基づいてプレゼンテーション審査を実施します。

なお、プレゼンテーション審査では、別紙2「評価項目」に記載する項目などを中心にプレゼンテーションを行っていただく予定です。

(2) プレゼンテーション審査の出席者

法人代表者相当及び施設管理予定者を含めた計3名までとします。

(3) 審査内容

審査に際して、本市の委託する公認会計士の財務分析の結果を加味します。

なお、財務分析の審査は、6段階で評価し、結果に応じて各選定委員の評価点から減点します。なお、改善不能な重要な問題があった場合は、参加資格を満たさないことになるため、失格となります。

区分	減点
問題なし	0点
問題の程度は小さくないが、改善は早期に可能	-1点
問題の程度は小さくなく、改善には一定の時間を要する	-2点
問題の程度は小さくなく、改善には相当な時間を要する	-3点
問題の程度は大きく、改善には相当な時間を要する	-4点
改善不能な重要な問題がある	失格

(4) 事業者の決定

選定委員会の委員全員の評価点を合計し、上位の3提案者を事業者として選定し、その後、市長が事業者を決定します。なお、選定委員会の委員全員の評価点の合計が総評価点の合計60%未満である場合には、採択しません。

また、各日常生活圏域で整備する施設数は1施設を上限としているため、上位の事業者の提案した施設の整備場所が同一の圏域であった場合、下位の事業者については提案した整備場所での整備は認めず、選定後に他の圏域での整備計画の再提案を認めることとします。また、2位と3位の施設の整備場所が同一の圏域であった場合、再提案については、2位の事業者の再提案の圏域を優先的に採択いたします。他圏域での整備を行う場合、再提案の期間及び『「3 応募要件(8)」に示す開所時期』については、数ヶ月程度の猶予を与えることとします。

(例)

① 1位：北部1， 2位：南部1， 3位：南部1

順位	1位	2位	3位
選定	○	○	再提案(東部のみ)

② 1位：北部1， 2位：北部1， 3位：南部1

順位	1位	2位	3位
選定	○	再提案(東部のみ)	○

③ 1位：北部1， 2位：北部1， 3位：北部1

順位	1位	2位※	3位※
選定	○	再提案(南部1 or 東部)	再提案(南部1 or 東部)

※ 2位の事業者の再提案の圏域を優先する

なお、選定委員会で事業者を選定した日以降において、事業者が辞退その他の理由で整備・運営が行えない、または事業者が整備・運営を行えないと本市が判断した場合は、評価点の合計点の次点のものを繰り上げる場合があります。

(5) 結果通知

結果について、文書にて通知するとともに、柏市のホームページにて公表します。

※ 評価理由及び評価結果に対する問い合わせ等は、答えられません。

(6) その他

事業計画書の内容を確認するための聞き取り、調査等を行うことがあります。

## 9 提案にあたっての注意事項

- (1) 提案書類は、個人情報や法人固有の情報が記載された不開示部分を除き、公文書開示請求の対象となります。
- (2) 提出された書類は、原則返却しません。
- (3) 提出期限を過ぎてからの差し替え及び再提出は、原則として認めません。ただし、審査に必要な範囲で事務局から書類の追加又は差し替えを求めることがあります。
- (4) 事業計画書の内容を確認するための聞き取り、調査等を行うことがあります。
- (5) 提案に要した費用については、提案者の負担とします。
- (6) 提案にあたり、結果通知がなされるまでの間、今回の提案に関する情報を知りうるものとの接触等不適正と疑われる行為を取らないこと。また、提案に関する情報の収集を目的とした提案者間の連絡のため、提案の意思のない者が、質問書を提出することはできません。

## 10 問い合わせ先（事務局）及び提出先

〒277-8505 柏市柏五丁目10番1号別館2階  
 柏市健康医療部高齢者支援課いきがい・施設担当  
 TEL：04-7168-1996  
 FAX：04-7167-1282  
 E-Mail：info-kr@city.kashiwa.chiba.jp

## 別紙1

## 事業計画書一覧

No	区分	添付書類	様式
1	事業計画書	事業計画書	様式2
2	法人及び運営に関する資料	誓約書	様式3
3		法人の概要	任意様式
4		定款及び寄付行為	任意様式
5		法人登記簿の履歴全部事項証明書（3ヶ月以内に発行したもの）	任意様式
6		介護保険法及び老人福祉法に基づく勧告、命令、指定の取り消し等（改善命令等）の記録	様式4
7		直近3年間の決算書類（財産目録、貸借対照表、収支（資金及び事業活動）計算書） ※1 株式会社及び有限会社の場合は次の書類も併せて提出すること 直近3年間の法人税確定申告書、損益計算書、個別注記表、株主資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書、キャッシュフロー計算書 ※2 運営法人が会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社の場合、当該子会社の同条第4号に規定する親会社の直近3年間の決算書類及び※1の書類 ※3 運営法人を含む連結財務諸表が存在する場合は、直近3年間の当該連結財務諸表（連結損益計算書、連結貸借対照表、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュフロー計算書）	任意様式
8		法人の国税及び地方税の納税証明書（直近3年分） ・法人は、本店所在地の納税証明書 ・国 税＝様式その3の3 ・地方税＝区市町村税の滞納がない旨の証明書 ※区市町村税＝住民税、固定資産税、都市計画税 ※法人と債権債務関係が存する代表者又は役員等も同様。この場合、国税については様式その1を提出。	任意様式
9		経歴書（管理者・サービス提供責任者・代表者）	様式5
10		職員採用計画	様式6
11		地域連携の計画について	様式7
12		医療・看護など（その他の事業者を含む）との連携・協力に関する企画書 ※訪問看護に関する一体型か連携型を選択。医療機関、訪問看護、サービス付き高齢者向け住宅等との連携、協力体制に関する企画書	任意様式
13		1週間のサービスプログラム予定表 ※任意の1週間を想定し、ターミナルケア、進行性の難病者及び認知症利用者の各ケア（その他の状態でも可）について、利用者の状態増、サービス利用による目指す生活の質の向上及び事業者の役割や必要な環境整備等について作成	様式8 任意様式



14		立地及び建物概要	様式 9
15		建設予定地一覧表	様式 10
16		建設予定地付近見取り図(住宅地図などに当該予定地をプロットしたもの)	任意様式
17		公図の写し	任意様式
18		現況写真 (カラー印刷)	任意様式
19		土地, 建物に関する権利関係が確認できる書類 (土地・建物の登記事項全部証明書の写し (3ヶ月以内の発行))	任意様式
20	整備予定地に関する資料	(建物を新設整備する場合) 土地・建物を購入する場合→土地・建物売買契約確約書 土地・建物を賃借する場合→土地・建物賃貸借契約確約書 ※1 いずれの場合も土地・建物所有者(権利者)全員の確約が必要 ※2 抵当権が設定されている場合は, 併せて抵当権抹消の確約が必要 (既存物件を活用する場合) 建物賃貸借契約確約書	任意様式 作成例参照
21		近隣住民等への説明予定	様式 11
22		ハザードマップ(「柏市web版防災・ハザードマップ」にて作成し, カラー印刷で提出) ※ 地震による液状化, 洪水浸水, 土砂災害	任意様式
23		配置図, 立面図, 求積図, 平面図	任意様式
24	施設整備に関する資料	施設整備に関する見積り書(写)	任意様式
25		施設整備の工程表	様式 12
26		事業計画における関係各課確認書	様式 13
27		当初資金計画 ※建物を新設整備する場合で, 施設整備をオーナー負担で行う場合, オーナーと運営事業者それぞれで用意すること	様式 14
28		収支見通し計算書(令和6年から5年間)	任意様式
29		人件費(職員)内訳	様式 15
30	資金計画に関する資料	借入金償還計画表	様式 16
31		自己資金に係る残高証明書(写) ※建物を新設整備する場合で, 施設整備をオーナー負担で行う場合, オーナーと運営事業者それぞれで用意すること	任意様式
32		資金の融資を受ける場合にあつては, 金融機関等との融資に係る内諾書, 予定書, 又は協議書類等	任意様式

33		<p>資金の贈与を受ける場合にあつては、贈与確約書  (贈与者が個人の場合＝身分証明書・経歴書・印鑑登録証明書・預金  残高証明書・市町村民税課税証明書(直近3年度分)  (贈与者が法人の場合＝法人理事会等における議事録の写し・定款の  写し・法人印鑑登録証明書・法人決算書の写し(直近3年度分)・法  人税申告書(直近3年度分)・預金残高証明書)</p>	任意様式
34	原本証明	原本証明書	様式 17

別紙2 評価項目

1 設置主体の評価			
評価項目	採点項目	採点基準	配点
事業実績	事業の実績について	・保健福祉関係の事業，定期巡回・随時対応型訪問介護看護と類似した事業等の実績があるか。	5
法人運営の透明性・公平性・法令等の遵守状況	利用者個人の尊厳を保持し，意思及び人格を尊重した福祉サービスを提供すると理念を認識しているか（個人情報の取扱い，従業員の守秘義務を含む）	・十分に認識しているか。	5
地域密着型サービスへの理解	地域密着型サービス事業者としての考え方，意欲	・地域密着型サービス事業者として十分な理解を有し，それに対する意欲があるか	5
2 事業計画の評価			
運営方針	事業所の運営方針について	・地域のニーズに見合った具体的な事業運営方針や基本理念であるか。 ・訪問看護の一体型，連携型の運営方針が明確であるか。	5
	サービス提供について	・利用者本位のサービス提供を長期間，安定した運営が継続できる計画であるか。	10
職員採用，育成及び職場環境の整備	職員採用，育成，研修制度等の取組について	・職員採用，育成，研修等の職場環境の整備について，実現性，妥当性，効果があるか	10
実施体制	事業の実施体制の確保状況について	・管理者やオペレーター等が十分な知識や経験等を有する者か。 ・職員数や連絡体制が適正であるか。	10
	事業所の立地条件について	周辺環境及び地域配慮した立地であり，サービス利用者を概ね30分以内で訪問できる立地であるか。	5
	事業に必要な機器等の確保について	・利用者情報等を蓄積する機器やオペレーターとの適切な通信手段が備えられ，利用者の使いやすさに配慮されているか。	5
事故防止，事故	事故防止に向けた取	事故防止に向けた取組が適切	5

対応及び苦情処理	組、事故発生時の対応及び苦情処理の対応について	か、事故発生時及び苦情処理の対応を受ける体制づくりが整備されているか	
自然災害及び感染症への対応	自然災害及び感染症に対する対応及び役割について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害及び感染症への備えが十分であり、災害及び感染症発生時に果たすべき役割を十分に理解しているか</li> <li>・BCP（事業継続計画）の策定について、十分な検討されているか、併せて職員への周知方法及び研修等が適切であるか。</li> </ul>	5
3 地域の特性に応じた事業展開の評価			
先進的なケアの提供	ターミナルケアについて	・関係医療機関等と連携し、家族状況や身体状況に配慮した適切なケアができるか。	5
	進行性の難病者のケアについて	・関係医療機関等と連携し、家族状況や身体状況に配慮した適切なケアができるか。	5
	認知症利用者のケアについて	・関係機関等と連携し、家族状況や身体状況を配慮した適切なケアができるか。	5
他のサービス等との連携	医療との連携について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の医療機関と友好な関係をつくり適切な連携ができるか。</li> <li>・訪問看護の一体的提供や連携が適切にできるか。</li> <li>・連携型の場合、連携予定先の訪問看護事業所及び連携先のサービス提供範囲について十分な検討がなされているか。</li> </ul>	10
	地域資源の活用について	・サービス利用による状態安定した場合など、利用者や家族の環境等に応じた自立支援に向けた地域資源との連携方法が提案されているか。	5

別紙3 募集圏域ごとの住所一覧

大圏域	中圏域	名称	番地開始	番地終了
北部1	01 田中	大青田	00000	99999
		大室	00000	99999
		大室1丁目～3丁目	00000	99999
		小青田	00000	99999
		小青田1丁目～5丁目	00000	99999
		正連寺	00000	99999
		新十余二	00000	99999
		花野井	00000	99999
		船戸	00000	99999
		船戸1丁目～3丁目	00000	99999
		船戸山高野	00000	99999
		若柴	00000	99999
		柏の葉1丁目～6丁目	00000	99999
		十余二	00204	00253
		十余二	00255	00547
		十余二	00579	00629
		中十余二	00000	99999
		柏インター東	00000	99999
	02 西原	青田新田飛地	00000	99999
		伊勢原1丁目	00000	99999
		十余二	00001	00203
		十余二	00548	00578
		十余二	00629	99999
		柏インター南	00000	99999
		西柏台1丁目～2丁目	00000	99999
		西原1丁目～7丁目	00000	99999
みどり台1丁目～5丁目		00000	99999	
南部1	13 増尾	加賀1丁目～3丁目	00000	99999
		新柏1丁目～4丁目	00000	99999
		名戸ヶ谷	00000	99999
		増尾	00000	99999
		増尾1丁目～増尾8丁目	00000	99999
		増尾台1丁目～4丁目	00000	99999
		つくしが丘4丁目～5丁目	00000	99999
		中原	00000	99999
		中原2丁目	00001	00009
		中原2丁目	01000	01000
	14 南部	青葉台1丁目～2丁目	00000	99999
		新逆井1丁目～2丁目	00000	99999
		南逆井1丁目～7丁目	00000	99999
		南増尾	00000	99999

		南増尾 1 丁目～8 丁目	00000	99999
		逆井	00000	99999
	15 藤心	逆井 1 丁目～5 丁目	00000	99999
		逆井藤ノ台	00000	99999
		東逆井 1 丁目	00000	99999
		藤心	00000	99999
		藤心 1 丁目～5 丁目	00000	99999
東部	18 手賀	泉	00000	99999
		泉村新田	00000	99999
		岩井	00000	00787
		岩井新田	00000	99999
		片山	00000	99999
		片山新田	00000	99999
		金山	00000	99999
		染井入新田	00000	99999
		手賀	00000	99999
		手賀新田	00000	99999
		布瀬	00000	99999
		布瀬新田	00000	99999
		柳戸	00000	99999
		若白毛	00000	00829
		若白毛	00840	01052
		若白毛	01080	01123
		若白毛	01153	99999
		鷺野谷	00000	01026
	鷺野谷新田	00000	99999	
	19 風早北部	風早 1 丁目～2 丁目	00000	99999
		藤ヶ谷	01916	01918
		大井	00000	99999
		大井新田	00000	99999
		大島田	00000	99999
		大島田 1 丁目～2 丁目	00000	99999
		大津ヶ丘 1 丁目～4 丁目	00000	99999
		五條谷	00000	99999
		塚崎	00000	99999
		塚崎 1 丁目～3 丁目	00000	99999
		緑台	00000	99999
		箕輪	00000	99999
		箕輪新田	00000	99999
		岩井	00788	999999
手賀の杜 1 丁目～5 丁目		00000	99999	
若白毛	00830	00839		
若白毛	01053	01079		

		若白毛	01124	01152
		鷺野谷	01027	99999
	20 風早南部	高南台1丁目～3丁目	00000	99999
		しいの木台1丁目～5丁目	00000	99999
		高柳	00000	99999
		高柳1丁目～2丁目	00000	99999
		高柳新田	00000	99999
		藤ヶ谷	00000	01915
		藤ヶ谷	01919	99999
		藤ヶ谷新田	00000	99999
		南高柳	00000	99999